

解説 15 国際社会の成り立ちを知ろう

【課題のねらい】

例に挙げたようなグローバルな問題を考える際には、その問題の直接的な解決方法を探るだけでなく、国際社会の成立と展開を歴史的に踏まえ、なぜ・どのように現在の問題が生じるに至ったのかを理解する必要があります。それは、国際社会がどのように組み立てられているかを理解することであり、国際法がどのような内容をもつのか、どのような力（効力）をもつのかを学ぶ上で欠かせない準備です。

現在の国際関係は、伝統的な国際法理論が扱ってきた「ヨーロッパ国際社会における19世紀の国際関係」を起点としており、ヨーロッパが、非ヨーロッパ世界を「非文明国」や「無主地」とみなし、経済活動や戦争を通じてヨーロッパ国際社会に組み込もうとしたこと―植民地や経済的な利権を争ってきたこと―の結果の一部です。国際法の生成と展開は、これらの国際関係と深く関連していることから、大学で国際政治や国際法を学ぶことに関心のある方は、世界史の教科書や専門書などを読み、ウエストファリア条約以降の国際関係をよく理解しておくことをおすすめします。

【解説】

(1) 中世までにはなかった「国際社会」を世界にもたらし、「国際社会」を構成する諸国家の関係を規律するルール（国際法）の必要性を高めたのは、最後の宗教戦争とされる30年戦争の講和条約である「ウエストファリア講和条約（1648年）」です。この条約によって、ローマ教皇の権威は否定され、神聖ローマ帝国の領邦やスイス、オランダの独立が認められたことで、主権国家からなる「国際社会」が出現しました。宗教改革の完成と、主権国家の登場は、その後国民国家への移行につながります。すなわち、国際社会は、アメリカ独立（1776年）やフランス革命（1789年）を経験することで「自由に基づく国家の独立（国家主権）」という考え方を知り、産業革命の進行によって経済関係の重要性が高まると、国家間の取り決め（条約）とその実行を重視するようになりました。しかし、資本主義が進行すると各国は資源などをめぐり植民地支配で争うようになり、植民地の多くは20世紀に独立を果たすものの、旧宗主国（先進国）VS. 旧植民地（発展途上国）の構図はいわゆる「南北問題」へとつながっていきました。

(2) 伝統的な国際法は、国家を①「文明人の国」、②「野蛮人の国」、③「未開人の国」に分類し、「文明人の国」だけが国際社会を構成し、国際法上の主体として認められるものとしていました。③「未開人の国」は、国際法上「無主地」と分類され植民地支配の対象となり、国際社会におけるその独立した主体性を認められませんでした。植民地支配から解放された20世紀以降も、これら旧植民地は、政治的未成熟による内乱、貧困・飢餓など、国家として困難を抱えることになりました。②「野蛮人の国」は、不平等条約によって国際社会で半人前の扱いを受けました。資本主義を成立させ、近代法を導入しないと国際社会では対等な関係を認められなかったため、たとえば我が国の場合は、明治維新により近代国家樹立を急務とし、その後国際社会の仲間入りを果たしました。しかしその後、我が国が進んだ道は、国際社会から見てどのようなものであったのでしょうか。